

各自治会長様

小清水町長 久保 弘志

## 公営住宅・特定公共賃貸住宅の入居者募集について

日頃より、本町行政の円滑な推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
このことにつきまして、下記のとおり入居者の募集をいたしますので、入居をご希望される方は申込みされますよう、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 募集住宅

##### ・公営住宅

若木団地（南町1丁目・旧小清水8区北） 2LDK 2戸

新止別団地（止別1区） 2LDK 1戸

※小清水団地、南団地（特定公共賃貸住宅を除く）については、複数の空室があることから、随時受付を行っています。小清水団地、南団地への入居をご希望される方は、建設課建設係へお問い合わせください。

##### ・特定公共賃貸住宅

南団地（南町1丁目・旧小清水9区北） 3LDK 5戸

※特定公共賃貸住宅とは、一般の公営住宅とは異なり中堅所得世帯（公営住宅の所得基準を超える世帯）を対象とした住宅のことです。

#### 2. 申込み方法等

申込みにあたっては、入居要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

印鑑持参のうえ、令和6年7月26日（金）までに建設課建設係へお申込み下さい。

- ・町外の方は、居住市町村が発行する住民票（世帯全員分）及び所得証明書、完納証明書の添付が必要です。
- ・必要に応じて、その他関係書類の提出をお願いすることがあります。

#### 3. 入居者の決定方法

応募多数の場合、町営住宅入居者選考審議会の意見を聞き入居者を決定します。

#### 4. 住宅使用料（家賃）について

世帯所得の合計及び家族構成等により算定します。

※住宅使用料の他に、別途給湯器機等のリース料がかかります。

#### 5. その他

- ・駐車場は1戸につき1台のみ使用可能です。
- ・入居にあたり、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人（原則町内在住の方）が1名必要となります。

- ・申込みにあたり、不明な点等ありましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先 小清水町役場 建設課建設係（Tel0152-62-4475）

**入居要件**（次の要件をすべて満たすことが必要です。）

- ① 持ち家がなく、住宅に困窮している方
- ② 現在、同居又は同居しようとする親族のいる方  
（60歳以上の方・障害者手帳の交付を受け基準を満たす方・生活保護受給者などは単身で申し込むことができます。）  
（特定公共賃貸住宅に限っては、地域振興のために都市部から転入される方など一定の要件を満たす場合は単身で申し込むことができます。詳しくは建設課建設係までお問い合わせ下さい。）
- ③ 町税等の未納や滞納のない方
- ④ 申込者及び同居者が暴力団員でない方
- ⑤ 政令月収が、公営住宅は158,000円以下の方（裁量世帯※は214,000円以下）  
特定公共賃貸住宅は、158,000円を超え487,000円以下の方

※【裁量世帯】

- ・ 1～4級の身体障害をお持ちの方がいる世帯
- ・ 1～3級の精神障害をお持ちの方がいる世帯
- ・ 入居者が60歳以上かつ同居者全てが60歳以上または18歳未満の世帯
- ・ 小学校就学前の子供がいる世帯

※その他入居要件について詳しくは、建設課建設係までお問い合わせ下さい。